

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第10号

新潟県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第3条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

附 則

この告示は、令和8年6月25日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱
新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱</p> <p>平成20年3月24日 告示第6号</p> <p>(負担金の算定方法)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる負担金の額は、広域連合規約別表<u> </u>に基づき算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱</p> <p>平成20年3月24日 告示第6号</p> <p>(負担金の算定方法)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる負担金の額は、広域連合規約別表<u>第2</u>に基づき算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年6月25日から施行する。